

平成 29 年 8 月

遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 8 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分

2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所

3. 会議に付した議案

報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 3. 農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業施設用地の届出について

議第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 26 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ			12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
11	榊原 一男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、池田推進委員、高橋推進委員、2 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労さまです。8 月に入ってやっと夏らしい季節になってきましたが、盆前のだしの風がちょうど出穂の時期に吹かれた事と、多少天候はよいものの、日照不足が今後の稲の生育に影響がでないか心配であります。</p> <p>今月の常設審議委員会で岸会長も日照不足の事を話しておりました。特に最上地区が山に囲まれているため、山形県でも一番不作ではないかと心配していました。</p> <p>また、世界中で中国の肉の消費が多くなってきているため、日本の輸入も大変になってきているという事でした。特に、飲食店の吉野家やすき家などは、値上げせざるを得ないとの事のように思えます。</p> <p>最後に、今回新庄の農業委員会長に女性が就任されました。これからは、いろんな意味で女性の活躍の場が期待されます。</p> <p>本日は、8 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議くださいますようお願いしまして、挨拶といたします。</p>
事務局長	<p>それでは、会議の議長は、遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 5 番高橋正樹委員、6 番川俣義昭委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>ご説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 4 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 25 計 33 筆、14,308 m² 番号 26 計 7 筆、9,310 m² 番号 27 計 13 筆、41,215 m² 番号 28 計 5 筆、2,067 m²</p> <p>以上 4 件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、</p> <p>報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理についてすべて農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターを通じた契約の変更となります。</p> <p>番号 8-1、8-2 計 1 筆、4,276 m²、 10a あたり 11,000 円から、10,000 円への変更です。 番号 9-1、9-2 計 6 筆、18,609 m² 10a あたり 5,000 円から、1,000 円への変更です。 番号 10-1、10-2 計 1 筆、952 m² 10a あたり 5,000 円から、10,000 円への変更です。</p> <p>報告事項 3. 農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設用地の届出について</p> <p>番号 1 計 1 筆、415 m²のうち 196.86 m² 農業用施設倉庫 1 棟、89.02 m²の農業用施設を建設する届け出がありましたので、19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長から現地調査をしていただき、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に基づき受理しております。</p> <p>なお、補足説明資料の 1 頁から位置図、字限図、建物図面等を掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 25 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は1頁をご覧ください。 農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号6 計2筆 910 m ² この案件については、伊原委員より現地調査を行っていただきましたので、後程、報告をお願いします。 以上です。
議長	それではこの件につきまして、10番伊原委員より、現地調査の報告をお願いします。 (10番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
10番伊原ひとみ委員	報告いたします。17日に現地調査に行って来ました。ちょうど譲受人が農作業でいらしていたのでお話を聞くことができました。譲渡人、受人は元々遊佐町に住んでいらした方です。審査基準書7頁の位置図を見てください。南側の申請地ですが、道路を挟んだ向かい側が譲受人の元の自宅になります。農作業に来たときは、元の家で休憩をしたりしているようですので、南側の申請地を求めてサツマイモや大根を植え付けたいとお話していました。東側の申請地は現在、少し草が生えていましたが、今後草刈りなど管理をしながらいずれは何かを作付けしていけたらとの事でした。譲受人、渡人は親戚関係ですので金額も少し高めにも思いますが、譲受人の希望ということもありお互い納得しての金額という事でしたので、何ら問題無いと思います。
議長	それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第25号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第25号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第26号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は2頁をご覧ください。 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号2 計2筆、10,137 m ² 期間は20年、今回許可を受けようとする土地は、以前から借人に使用貸借権が設定されていましたが、平成29年3月28日に前所有者で貸人であった父が亡くなり、その後、相続登記が現在の所有者に行われたため、

	<p>改めて使用貸借権を設定しようとするものです。</p> <p>続きまして、 番号3 計42筆、54,817.79㎡ 期間は10年、使用貸借権設定の理由は、経営移譲のためです。 譲渡人は体調が優れず、同居している子の譲受人を中心に農作業を行っているため、実態にあわせて使用貸借権を設定したいと申し出がありました。また、土地改良区の名義については既に変更済みで、農協の名義についても春までに譲受人に変更する予定とのことです。 農業者年金については、平成14年に脱退一時金を受け取っているため受給権はありませんので、今回の使用貸借権設定は農業者年金の受給には関係のないものです。 以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第26号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第26号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が0件、(2)利用権設定は新規設定が0件、再設定が2件の計2件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号43 計1筆、5,448㎡ 期間は5年、単価は10aあたり5,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号44 計2筆、10,527㎡、 期間は10年、単価は10aあたり20,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>この案件につきましては、 農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>8 月 18 日に、202 会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>